

第1章 ゆりかごについて

1 ゆりかごが設置されるまでの経緯

(1) ゆりかごの構想

平成18年11月9日、熊本市島崎にある医療法人聖粒会（慈恵病院）が進める「このとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。

慈恵病院では、平成14年から、妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談」を実施するなど、早くから胎児や子どもの命を守るための取組を行っていたが、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取組などを参考として、匿名で子どもを預かる施設の設置が計画されたものである。

(2) 医療法上の許可

ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い、医療法上の許可が必要とされたため、平成18年12月15日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を熊本市に提出した。

熊本市では、ゆりかごの許可が現行の法律上問題ないか、国（厚生労働省）や熊本県とも協議を重ねながら、「刑事法上、保護責任者遺棄罪に当たらないか」「児童福祉法や児童虐待防止法に反しないか」などを中心に、許可の是非について検討を行った。

最終的には、国が平成19年2月に「直ちに違法とはいえない」との判断を示したこともあり、熊本市は同年4月5日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可したものである。なお、その際、「子どもの安全確保」「相談機能の強化」「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

2 ゆりかごの仕組み

(1) ゆりかごの設備と運用

平成23年1月に慈恵病院の新病棟（産科・小児科棟）が開設されたことに伴い、ゆりかごの施設は当初の設置場所から1月23日に移転し、産科・小児科棟（ MARIA 館）南側に子どもを受け入れるための窓口（図1-1）が設置されている。

屋内の保育器内は一定の温度に保たれており、そこに子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、ナースステーション及び新生児室2か所のブザーが作動し、そこにいる職員が直ちに子どもを保護することとなっている。

慈恵病院は、事前の相談機能を主目的としてゆりかごを設置しており、子どもを預け入れる前に相談を促すために、ゆりかごへの経路上には親に相談を呼びかける内容の案内板（図1-2）が設置されている。また、ゆりかごの扉の横には、インターホンとともに「赤ちゃんの幸せのために預ける前にチャイムを鳴らしてご相談ください。」との表示板（図1-3）が設置されている。

病院の現在のホームページには、『このとりのゆりかご』は、正しくは『新生児相談

室』といい、『小さいのちを救いたい』という思いと、赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談を行うことが第一の目的です」との記載があるように、病院では、時間の経過とともに、より相談業務と一体になった運用を前面に出すようになっていく。

【図 1-1 : ゆりかごの外観】



【図 1-2 : ゆりかごへの経路上に設置された案内板】



【図 1-3 : ゆりかご扉右壁面部分の表示】

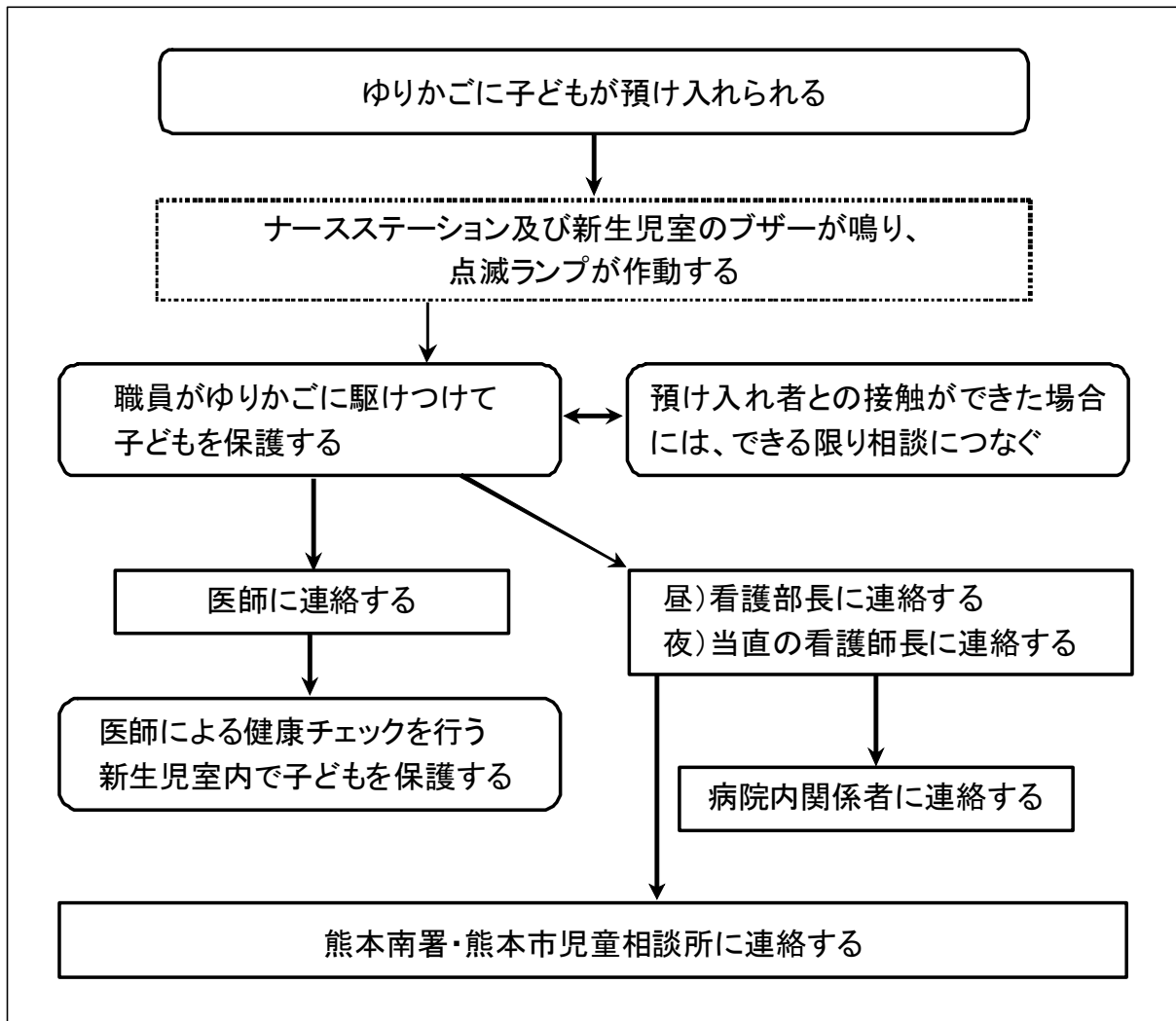


(2) 慈恵病院内での初期対応

子どもが預け入れられた場合、病院では、子どもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、直ちに関係機関（慈恵病院の所在地を所轄する熊本県警察熊本南警察署〔以下「熊本南署」という。〕、同様に管轄する熊本市児童相談所）に連絡を入れる。預け入れた者との接触ができた場合には、できる限り相談につないでいる。

預け入れられた子どもの身元がわからない場合、戸籍法上は「棄児」として、熊本南署から、熊本市に対して戸籍法に基づき申出がなされ、熊本市において戸籍が作成されることとなるため、慈恵病院からの熊本南署への連絡は、棄児の第一発見者からの警察官への申告と位置づけられる。同時に棄児は、児童福祉法上「要保護児童」として取り扱われるため、慈恵病院からの熊本市児童相談所への連絡は、要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

【図 1-4: ゆりかごに預け入れられた場合の慈恵病院内での初期対応の流れ】



3 関係機関での対応

(1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応

熊本南署の警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪など、「事件性」がないか確認する。子どもの身元がわからない場合、後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市長に申し出る。

通告を受けた熊本市児童相談所では、職員が直ちに慈恵病院に駆けつけ、現場において、子どもの保護に当たる。

熊本市は、熊本南署からの棄児発見の申出（棄児発見申出書）を受け、後日、棄児発見調書を作成する。また、熊本市長が子どもの姓名をつけ、本籍地を定める。

なお、熊本市では二重戸籍となることを排除するため、また、できるだけ実親による就籍が望ましいことから、預け入れられたときの状況や熊本市児童相談所による社会調査の結果を踏まえ、就籍手続きを行っている。

(2) 熊本市児童相談所での対応

子どもが預け入れられ、連絡を受けた熊本市児童相談所は、即日、一時保護措置をとる。おおむね生後5日以内の状態と推測される新生児については、慈恵病院において公費による委託一時保護が行われる。また、生後5日を超えている安定した状態と判断される新生児については、預け入れられた時間帯に応じて、即日遅くとも翌日には乳児院への委託一時保護または入所措置がとられる。また、おおむね2歳以上の子どもの場合には、一時保護所での一時保護措置を経て児童養護施設への入所措置となる。

預け入れの際の慈恵病院の医師による健康チェックの結果、医療行為が必要と判断された事例については、慈恵病院や対応できる医療機関に委託一時保護を実施し、疾病状態に応じた対応がとられる。

熊本市児童相談所においては、子どもにどのような援助が必要かを判断するため、子どもの成育歴や家庭環境などを把握する社会調査を実施しており、ゆりかごに預け入れられた子どもについても、一般の取扱いと同様に社会調査を実施する。

親が判明した場合には、親の居住地の児童相談所にケース移管する手続きをとるが、親が判明しない子どもについては、熊本市児童相談所において乳児院・児童養護施設などへの入所措置、さらには里親への委託といった形で、「公の責任」の下で社会的養護の仕組みで対応されることになる。また、親が判明せず家庭引き取りになる見通しがない場合は、民法に基づく特別養子縁組の手続きが進められることもある。

【図 1-5：ゆりかごに預け入れられた児童の措置援助等のフローチャート】

